

## 防災情報通信基盤整備事業費補助金交付要綱について【補足事項】

平成25年2月27日

### 1 財産の処分制限期間について

交付要綱第19条第1項の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、総務省所管補助金等交付規則に定めるところによるものとする。

### 2 交付対象施設等について

- (1) 交付要綱別表の「附帯工事費」には、調査費、設計費、資材運搬費、総合測定費、現場管理費等工事に必要な経費が含まれる。
- (2) 交付要綱別表の「大臣が別に定める施設・設備」は、別紙のとおりとする。

### 3 財産処分について

- (1) 交付要綱第19条第2項の収入には、整備事業の実施により預金利息が生じた場合における利息を含むものとする。ただし、交付要綱第13条の報告の際に当該利息相当額を減額して報告した場合は、この限りでない。
- (2) 交付要綱第20条で定める「大臣が別に定める基準」は、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年4月30日総官会第790号）に定める包括承認事項のほか、次のとおりとする。
  - ア 災害又は火災により全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物の取壊し並びに建物以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄である場合
  - イ 連携主体に属する地方公共団体から同一の連携主体に属する他の地方公共団体への無償の転用である場合
  - ウ 整備事業完了後10年を超える期間を経過した建物及び建物以外の工作物並びに土地の全部又は一部を、公用に供する次の施設へ転用すること。  
地域情報施設、研修施設、防災施設、試験研究施設、社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）、社会体育施設（体育館等）、文化施設（美術館等）、児童福祉施設、（児童館等）、老人福祉施設、障害者福祉施設、特定非営利活動法人（NPO）拠点施設、公害防止施設、医療施設、庁舎
  - エ 現に補助金が交付又は交付決定されている整備事業において、地方公共団体による災害時の情報伝達を多重化するため、整備事業者が本事業で設置した施設及び設備の一部を当該整備事業者以外の者に利用させる場合
- (3) 交付要綱第21条の規定により財産の処分による収入の全部又は一部を国に納付する場合における納付金額は、残存価値額（処分する施設又は設備に係る補助額に、当該施設又は設備の処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額）とする。

### 4 その他

交付要綱に定める様式第1号から様式第13号までの用紙は、日本工業規格A列4番によるものとする（添付書類を除く。）。

## 別 紙

交付要綱別表の附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）

- 1 電柱
- 2 接地線
- 3 屋外照明施設
- 4 マンホール
- 5 空調設備
- 6 監視設備
- 7 航空標識灯設備
- 8 消火設備
- 9 水道施設
- 10 貯水タンク
- 11 ろか器
- 12 洗面・手洗施設
- 13 仮眠施設
- 14 モニターテレビ
- 15 修理工具
- 16 混信対策防止装置
- 17 ゴーストキャンセラー
- 18 中継用固定無線装置
- 19 地下埋設設備
- 20 構内柱
- 21 予備送受信機
- 22 1から21までに掲げるものに類する施設・設備